



大気汚染防止法の一部を改正する法律案の閣議決定について

「大気汚染防止法の一部を改正する法律案」が2020年3月10日に閣議決定されました。

1. 法改正の背景

- 規制の対象ではなかった石綿含有建材(レベル3建材)についても、不適切な除去を行えば石綿が飛散
- 解体等工事前の建築物等への石綿含有建材の使用の有無の事前調査において石綿含有建材を見落とすことや、除去作業時に石綿含有建材の取り残しによる工事に伴い石綿が飛散

2. 法律案の概要

(1) 規制対象の拡大

石綿含有成形板等を含む全ての石綿含有建材に拡大

(2) 事前調査の信頼性の確保

石綿含有建材の見落としなど不適切な事前調査を防止するため、元請業者に対し、一定規模以上等の建築物等の解体等工事について、石綿含有建材の有無にかかわらず、調査結果の都道府県等への報告を義務付け、調査方法の法定化

(3) 直接罰の創設

石綿含有建材の除去等作業における石綿の飛散防止を徹底するため、隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った者に対する直接罰の創設

(4) 不適切な作業の防止

元請業者に対し、石綿含有建材の除去等作業の結果の発注者への報告や作業に関する記録の作成・保存を義務付け

(5) その他

都道府県等による立入検査対象の拡大

災害時に備えた建築物等の所有者等による石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しする国及び地方公共団体の責務の創設等、所要の規定の整備

3. 施行期日

下記以外の規定:公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日

事前調査結果の報告:公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日

当社は、建材中の石綿含有分析に加え、特定建築物石綿含有建材調査者による既存建物及び解体前の建物の石綿の事前調査を行うことが可能です。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 [2020年3月10日付 環境省報道発表資料](#)

研究開発箇所 守屋貴志

PFOS 及び PFOA の水質管理目標設定項目への位置づけ変更について

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」(平成15年10月10日付け健発第1010004号厚生労働省健康局長通知)の一部が改正され、PFOS及びPFOAについて、以下の改正がされました。

・項目名を「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)」に変更する

・暫定目標値をペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和として、0.00005mg/Lとする

・要検討項目から水質管理目標設定項目へ変更する

・検査方法は、固相抽出-LC-MS法とする

また、改正に係る留意事項として、「PFOS及びPFOAは、これらの分子内に含まれる炭素鎖が直鎖状及び分岐状の異性体が存在するが、測定の際はこれらを合算して評価すること。」が挙げられております。

この改正の適用日は、2020年4月1日となります。

当社では、PFOSやPFOAの分析に対応しております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 [2020年3月30日付 厚生労働省 通知・事務連絡](#)
分析技術箇所 長谷川知草

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

[1. 2018年度地下水質測定結果について](#)

[2. 水環境におけるPFOS及びPFOAに関する目標値等の設定について](#)

[3. 「塩基性酸化マンガン」と「溶接ヒューム」を特定化学物質に追加](#)

[4. 「2019年度化学物質のリスク評価検討会報告書」を公表](#)

[5. 「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」に対する意見募集の結果について](#)



新入社員、新配属の方への教育のススメ

新しく入社された方、また、新しい部署へ配属された方は、最初に仕事を把握する事が大変だと思います。そんな時当社の小冊子をぜひご活用ください！ご要望に応じて小冊子を用いた出張セミナーも承ります。詳しくは下記URL、右記QRコードからご覧いただけます。

<http://www.knights.jp/bkform.html>



お問合せはこちら

